



2019年度税制改正と政府予算

—労働運動の視点から考える—



東京税財政研究センター理事長

おかだ としあき
岡田 俊明

2019年度の税制改正法案と政府予算案は国会審議に付されていたが、3月27日に参議院で可決され成立した。労働者、労働運動の視点から眺めると何ができてくるか、読者の皆さんとともに考えてみたい。



2019年度税制改正のなかみ

まず、2019年度税制改正の主な内容をその見出しを並べてみるので、みていただきたい。難しい単語が並んでいて理解は容易ではないと思う。しかし、国民・労働者の生活に直結するから、無視することはできない。

一 個人所得課税

- 1 住宅・土地税制
- 2 金融・証券税制
- 3 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設
 - （1）森林環境税（仮称）の創設
 - （2）森林環境譲与税（仮称）の創設

- 4 租税特別措置等
 - 5 その他
- ### 二 資産課税
- 1 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等
 - （1）個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設
 - （2）個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設
 - （3）特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し
 - 2 教育資金の一括贈与・非課税措置の見直し
 - 3 結婚・子育て資金の一括贈与・非課税措置の見直し
 - 4 租税特別措置等
 - 〈登録免許税〉
 - 〈相続税・贈与税〉
 - 〈印紙税〉
 - 〈固定資産税・都市計画税〉
 - 〈不動産取得税〉
 - 〈事業所税〉
 - 5 その他
- ### 三 法人課税

- 1 イノベーション促進のための研究開発税制の見直し
 - 2 中堅・中小・小規模事業者の支援
 - 3 地方創生の推進
 - 4 頻発する災害への対応
 - 5 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築
 - (1) 法人事業税（所得割及び収入割に限る。）の税率の改正
 - (2) 特別法人事業税（仮称）の創設
 - 6 円滑・適正な納税のための環境整備
 - 7 その他の租税特別措置
 - 8 その他
- 四 消費課税
- 1 車体課税等の見直し
 - 2 復興支援のための税制上の措置
 - 3 租税特別措置等
 - 4 その他
- 五 国際課税
- 1 過大支払子税制の見直し
 - 2 移転価格税制の見直し
 - 3 外国子会社合算税制の見直し
 - 4 平成32年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等を
する非居住者及び外国法人に係る課税の特例の創設
 - 5 台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度等の整備
 - 6 その他
- 六 納税環境整備
- 1 番号が付された証券口座情報の効率的な利用に係る措置
 - 2 情報照会手続の整備
 - 3 eLTAX 障害発生時の申告等に係る期限延長
 - 4 大法人の電子申告の義務化に伴う所要の措置

5 その他

七 関税

- 1 暫定税率等の適用期限の延長等
- 2 個別品目の関税率等の見直し
- 3 その他

このすべてを解説すると数百ページにはなる。毎年行われる税制改正は、大改正がなくてもこのような膨大な改正が行われているのだけれども、税の専門家である税理士にとっても追いかけていけない分量である。そのすべてについて本稿でみる余裕はない。要はこのような税制改正が何を意味するかが問題である。

基本的には、増税を基調としている。ただし、本年10月から消費税が8%から10%に増税し、飲食料品と宅配の新聞は8%とする複数税率制が採用されることは、法律上はすでに規定されているから、予算とともに税制もそれを前提に増税時の対応が盛り込まれている。例えば、住宅ローン控除でみると、消費税増税予定の本年10月から来年12月末までの間に入居する住宅については控除期間を3年延長する。また、自動車にかかる税金では、本年10月から毎年の自動車税を1台当たり1000円から4500円引き下げ、取得税の廃止・環境性能割を導入、1年間に限り税率を1%引き下げる。つまり、増税前の駆け込み需要のあとの落ち込み＝反動減をカバーしようとするものである。

 今後どのような改正が待っているのか

実は、自民党・公明党による与党税制調査会の税制改正大綱で今後の課題を示しているのが、ここでは、さしあたり、「年金課税（公的年

金等控除の見直しなど課税のあり方の総合的検討」と、「『所得の種類に応じた控除』と『人的控除』のあり方を全体的に見直す」という2点について指摘しておきたい。

今後、所得税の大幅な改正が検討されており、その中でも、年金については、社会保険料として所得税の計算から控除されている上に、公的年金等控除を年金支給額から控除して所得計算するのは「二重控除」だという議論がある。また、労働者の賃金は給与所得として給与所得控除額をその支給額から控除して所得計算しているが、諸外国との比較等からも控除額は高すぎるとする議論がある。要は、年金課税の強化、給与所得課税の強化が目されているのである。そのターゲットは高齢者と労働者である。



年金課税の強化

まず、年金について検討する前に、2005年から老年者控除が廃止され、公的年金等控除額の引き下げがあったことを思い出していただきたい。当時、65歳以上で年間所得が1000万円以下であれば、一律50万円を所得から控除できる老年者控除が存在した。これが廃止され、さらに、公的年金の受給額に応じて年金収入から控除できる公的年金等控除も、65歳以上の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられたのである。その結果、65歳以上の課税最低限は2004年の約285万円が、2005年には約205万円まで引き下げられた。これでかなりの増税になったが、「年金課税の適正化」などと呼ばれ、世代間の不公平、高齢者間の不公平の是正とされたものである。この増税にさらに上乘せの増税が狙われていることは知られていな

い。当面のターゲットは、65歳以上の控除額の引き下げである。



賃金課税の強化

次に、給与所得者への増税である。ご存知のように、給与所得の計算は収入から必要経費を控除して所得金額を算出するという計算ではない。あらかじめ定められた「給与所得控除額」を差し引く計算を年末調整で行い、確定申告をしないで年間所得税の計算を完結するという仕組みになっている。つまり、一般の労働者にとっては、「楽な」計算で済むのであるが、申告権を奪われているのが実態である。その「給与所得控除」の額を減らすという増税の動きがある。給与所得控除は、年収180万円以下は40%で最低65万円が保障されている。最高が年々下がっているが、年収1000万円を超えると上限220万円とされている（2020年から年収850万円超は195万円となることが決定済み）。1000万円では22%の控除である。これをどこまで下げようとしているのかというと、10%という議論が過去にされている。労働者が黙っていると、ここまで増税されることが見えているのである。

加えて、退職金への課税も狙われている。まずは、退職所得控除額の見直しである。現行制度は、勤続1年ごとに40万円が控除される。勤続20年を超えると控除額が1年あたり70万円になる。例えば、勤続25年だと1150万円までの退職金には所得税は課されない。これは、同じ会社に長年働くことを前提とした仕組みであるが、この70万円を廃止しようという議論である。雇用の流動化を促す政策の下では、この退職所得の計算が足かせ

図表 1 軽減税率・標準税率 対象品目の線引き

8% (軽減税率)		10% (標準税率)	
飲食品	精米、野菜、精肉、鮮魚、乳製品、パン類、菓子類など	飲食品に該当しない	家畜用動物、観賞用の魚
	食用の水		保冷用の水、ドライアイス
	ミネラルウォーター		水道水
	ノンアルコールビール、甘酒・みりん風調味料(アルコール分1%未満)		酒類(ビール、ワイン、日本酒、みりん、調理酒など)
飲食品の譲渡	テイクアウト、出前	飲食品の譲渡に該当しない	レストラン、出張料理、屋台などでの食事
	学校給食、有料老人ホームなどで提供される食事		社員食堂、学生食堂での食事
	ホテルや旅館の客室冷蔵庫内の飲料		ホテルのルームサービス
	果物狩りで収穫した果物の購入		果物狩りで収穫した果物の果樹園内での飲食
新聞の譲渡	週2回以上発行される定期購読の新聞	新聞の譲渡に該当しない	電子版の新聞 コンビニなどで販売される新聞

になるという訳である。さらに、退職所得控除額を超える退職金が支払われても、超えた額の1/2だけが課税になるという現行の制度も廃止すべきとの動きもある。

もう一点指摘しておきたい。昨年の税制改正で、誰にでも保障されている基礎控除額38万円が約20年ぶりに48万円に増額された。38万円で一

人の人間が暮らせるはずはないが、これが「課税最低限」の保障であり、その額がわずかでも増額されたことは評価できる。ただし、給与所得控除を10万円下げるので、労働者には「プラスマイナスゼロ」(公的年金等控除も10万円下げられた)。そのうえ、高額所得者に対してではあるが、年間所得が2400万円を超えると段階的に縮小され、2500万円を超えると基礎控除額はゼロ円となるしくみが導入された。「基礎控除は誰にでも保障」は無くなったことの意味は小さくはない。



消費税増税が追い打ち

言うまでもないことだが、このままだと今年10月から消費税は8%から10%に増税される。消費税はモノの価格に含まれるから、物価が最低2%上がる、つまり賃金はその分目減りするということを意味する。すでに、昨年秋から様々な商品の値上げラッシュが始まっており、その中には明らかに便乗値上げが含まれているが、政府は抑えにかかるどころか値上げを推奨さえしている。実質賃金を引き下げる力が大きく働いているから、労働者にとっては死活問題である。

「軽減税率」が同時に導入され、標準税率10%

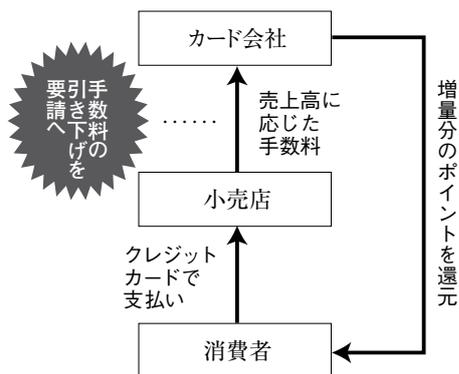
と軽減税率8%の複数税率適用関係が複雑になる(図表1)。軽減税率は、食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡(販売のこと)と、週2回以上発行される定期購読の新聞が該当する。

特に飲食品については、外食やケータリングは軽減税率対象とならず、標準税率が適用されるなど複雑な判断が必要になることから、事業者にとっては、ミスなく正確な経理処理を行うために対象品目を正しく理解しておく必要がある。これは、購入の「経費」も対象となるため、すべての事業者(会社)に影響がある。また、同じ品目でも軽減税率と標準税率が混在するケースが存在する。

さらに、消費税増税後の景気対策(ポイント還元対策)が予定されている(図表2)。中小店舗でキャッシュレス支払いをすれば、消費者に金額5%相当分のポイントが戻ってくるというもので、8%から10%への増税どころか、減税とさえ言えるような政策になっており、「そこまでするなら、そもそも消費税を上げなければいい」との声が起きている。増税後の景気対策の極めつきとして、増税後9ヵ月間、2020年7月の東京オリンピック・パラリンピックの前までの期限付きで導入される。

この消費者還元と消費税軽減税率によって、

図表2 クレジットカード決済によるポイント還元のイメージ



“実質税率”は、多岐にわたることになってしまう。例えば、個人商店で弁当をキャッシュレス決済で購入して持ち帰れば、ポイント還元5%+軽減税率2%で実質消費税率は3%になる。だが、同じ商品をコンビニで買えばポイント還元2%+軽減税率2%で実質6%となり、大手スーパーで買うと軽減税率2%のみで実質8%となる。同じ弁当を買っても、実質消費税率は3%、6%、8%となる。さらに、弁当を店内で食べる場合は、軽減税率が適用されないから「買うお店」「持ち帰るか否か」で実質税率が6種類に分かれることになる。

一点だけ指摘しておけば、ポイントは使った金額に応じて付与されるという原則があり、使える余力が大きいお金持ちにはたっぷり還元され、子どもの教育費やマイホームの頭金のために消費より貯蓄を優先しようとする子育て世代には恩恵が薄いという関係だ。つましく暮らしている人にはわずかな還元しかないし、そもそも一定数貯まらないと使えないポイントもある。

社会保障抑制と軍事費突出の予算

国の予算、つまり財政を考える場合、税制と同様に専門用語の氾濫に惑わされるから、めげずに読み進めていただきたい。

さて、2019年度の政府予算は、7年連続で過去最大を更新し、ついに100兆円の大台に突入した(図表3)。巨額すぎて、実感がわかないはずである。1万円新札の一束(100万円)は1cmの厚さなので、1億円は1m積み上げることになる、という風に想像してみてほしい。

高齢化を背景に医療・年金など社会保障費は歳出全体の3分の1超に膨張している。バブル期以来の高い税率を見込んでいるが、軍事力強化や消費税増税対策などで歳出増に歯止めがかかっていない。そして、社会保障関係費の抑制が予定されている。6000億円と見込まれていた自然増分が1200億円圧縮された。75歳以上の「後期高齢者」に適用されてきた医療保険料軽減の特例措置が廃止される。生活保護のうち食費や光熱費に充てる生活扶助費を昨年に続き削減される。大企業などに働く40~64歳の介護保険料の引き上げ、年金の実質0.5%減額も盛り込まれている。

すなわち、社会保障の抑制と武器の爆買いに象徴される軍事費の突出を特徴とする予算である。

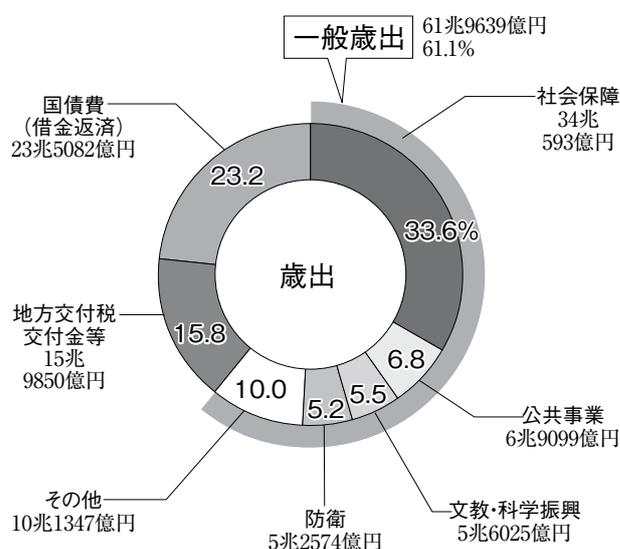
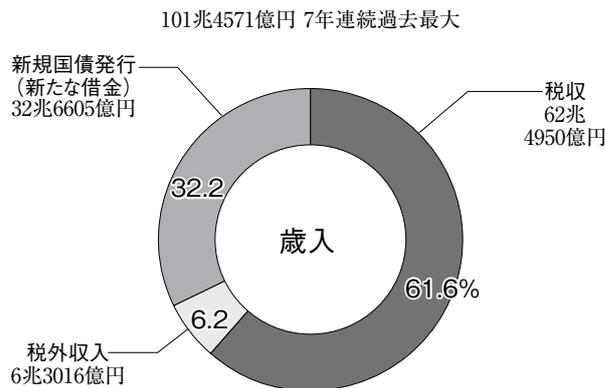


軍事費を考える

そこで、軍事費について考えておきたい。そのポイントは以下である。

- 1 日本の軍事費は世界8位だが、それでも憲法9条が壁になっている。
- 2 日米両政府の思惑は、対中・対北朝鮮での日米同盟の強化で一致している。
- 3 ①切れ目のない(シームレス)連携、②総合機動防衛力がキーワードになる。
- 4 新「防衛計画の大綱(防衛大綱)」と「中期防衛力整備計画(中期防)」(2023年

図表3 2019年度一般会計予算総額



注1) 臨時・特別の措置2兆280億円を含む。
 注2) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計と合致しないものがある。

で)は5年間で27兆円の巨額を予定。
 5 トランプ政権下での武器購入要求の強まり。
 6 2019年度防衛予算は、7年連続増、過去最高の5兆2574億円。

2019年中期防は、日本の安全保障政策の指針である防衛大綱に従って策定される政府の5ヵ年計画である。その5年間で27兆円を超える支出を見込んでいる。別名「お買い物リスト」などと呼ばれる。以下は、昨年までに明らかになっている装備品・整備費等の価額である(図表4、5)。

《対北朝鮮》

- ・イージス・アショア 1基1000億円(2000億円以上にも?)
- ・SMブロックII A・SM-3IB取得627億円
- ・スタンド・オフ・ミサイルの導入22億円
- ・能力向上型迎撃ミサイルPAC-3 MSEの取得205億円
- ・自動警戒管制システムの対処能力向上109億円
- ・固定式警戒管制レーダーFPS-7取得とその施設整備費133億円

《対中国》

- ・新早期警戒機E-2D取得2機495億円
- ・早期警戒管制機の能力向上1機84億円
- ・滞空型無人機RQ4Bグローバルホークの機体組費等1機147億円+整備費50億円

《航空機優勢の獲得、能力向上》

- ・12式地对艦誘導弾の取得1式129億円
- ・標準型ミサイルSM-6取得21億円
- ・護衛艦の建造2隻922億円
- ・潜水艦の建造1隻679億円
- ・輸送機C-2の取得2機435億円
- ・16式機動戦闘車の取得18両137億円
- ・「おおすみ」型輸送艦の改修2隻9億円

- ・オスプレイV-2の取得4機393億円+関連経費
- ・南西警備部隊の強化553億円
- ……………等々

仮想敵国をつくり優勢を保つための軍備拡張競争により、軍事費が増え続ける構造がある。その兆候が2019年度予算で顕著になっている。とくに、三分類による防衛費の推移(図表6)をみると、「歳出化経費」の増加が目立っている。この費目は、後年度経費の当年度負担のことである。長期支払による武器・装備品購入の増加を示し、防衛費の硬直化が進んでいることも意味してい

(別表) 図表 4 新防衛計画大綱

共同の部隊	サイバー防衛部隊	1 個防衛隊	
	海上輸送部隊	1 個輸送群	
陸上自衛隊	編成定数	15 万 9 千人	
	常備自衛官定員	15 万 1 千人	
	即応予備自衛官員数	8 千人	
	基幹部隊	機動運用部隊	3 個機動師団 4 個機動旅団 1 個機甲師団 1 個空挺団 1 個水陸機動団 1 個ヘリコプター団
		地域配備部隊	5 個師団 2 個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5 個地对艦ミサイル連隊
		島嶼防衛用高速滑空弾部隊	2 個高速滑空弾大隊
		地对空誘導弾部隊	7 個高射特科群／連隊
弾道ミサイル防衛部隊		2 個弾道ミサイル防衛隊	
海上自衛隊		基幹部隊	水上艦艇部隊 うち護衛艦部隊 護衛艦・掃海艦艇部隊
	潜水艦部隊 哨戒機部隊		6 個潜水隊 9 個航空隊
主要装備	護衛艦 (イージス・システム搭載護衛艦)		54 隻 (8 隻)
	潜水艦		22 隻
	哨戒艦	12 隻	
	作戦用航空機	約 190 機	
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28 個警戒隊 1 個警戒航空団 (3 個飛行隊)
		戦闘機部隊	13 個飛行隊
空中給油・輸送部隊		2 個飛行隊	
航空輸送部隊		3 個飛行隊	
地对空誘導弾部隊		4 個高射群 (24 個高射隊)	
宇宙領域専門部隊		1 個隊	
無人機部隊		1 個飛行隊	
主要装備	作戦用航空機	約 370 機	
	うち戦闘機	約 290 機	

注1：戦車及び火砲の現状(平成30年度末定数)の規模はそれぞれ約600両、約500両/門であるが、将来の規模はそれぞれ約300両、約300両/門とする。

注2：上記の戦闘機部隊13個飛行隊は、STOVL機で構成される戦闘機部隊を含むものとする。

出典：「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」(2018年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)

る。増加要求の誘因になる。

国の財政は、会計年度独立の原則によって当該年度の歳出は当該年度の歳入により支払わなければならない。しかし、継続費により、数年にわたり支出することが必要な事業については、あらかじめ国会の承認を受けて数年度にわたり支出することができることとされている。これが後年度負

担であり、単年度の予算では見えてこないという問題がある。これが、武器の爆買いなどから、新規後年度負担額が2兆5181億円。前年度比19.0%という伸びを示しているのである。その結果、後年度負担額は5兆3618億円と防衛費当初予算額を上回り、来年度以降の予算を先取りしていることも見逃せない。

図表 5 次期中期防衛力計画

別 表	区 分	種 類	整備規模
陸 上 自衛隊		機動戦闘車	134 両
		装甲車	29 両
		新多用途ヘリコプター	34 機
		輸送ヘリコプター (CH-47JA)	3 機
		地对艦誘導弾	3 個中隊
		中距離地对空誘導弾	5 個中隊
		陸上配備型イージス・システム (イージス・アショア)	2 基
		戦車	30 両
		火砲 (迫撃砲を除く。)	40 両
海 上 自衛隊		護衛艦	10 隻
		潜水艦	5 隻
		哨戒艦	4 隻
		その他	4 隻
		自衛艦建造計 (トン数)	23 隻 (約 6.6 万トン)
		固定翼哨戒機 (P-1)	12 機
		哨戒ヘリコプター (SH-60K/K(能力向上型))	13 機
		艦載型無人機	3 機
		掃海・輸送ヘリコプター (MCH-101)	1 機
航 空 自衛隊		早期警戒機 (E-2D)	9 機
		戦闘機 (F-35A)	45 機
		戦闘機 (F-15) の能力向上	20 機
		空中給油・輸送機 (KC-46A)	4 機
		輸送機 (C-2)	5 機
		地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 (PAC-3 MSE)	4 個群 (16 個高射隊)
		滞空型無人機 (グローバルホーク)	1 機

注1: 哨戒ヘリコプターと艦載型無人機の内訳については、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」完成時に、有人機75機、無人機20機を基本としつつ、総計95機となる範囲内で「次期中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)」の期間中に検討することとする。

注2: 戦闘機(F-35A)の機数45機のうち、18機については、短距離離陸・垂直着陸機能を有する戦闘機を整備するものとする。

出典: 「次期中期防衛力計画(平成31年度～平成35年度)について」(2018年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定)

図表 6 防衛費の推移(三分類) (単位: 億円)

年度	人件・糧食費	歳出化経費	一般物件費	合 計
2011	20,916	16,658	10,178	47,752
2015	21,121	18,260	10,420	49,801
2019	21,831	19,675	11,068	52,574

出典: 防衛省「平成31年度防衛関係予算について」より作成

このような軍事費については、それだけを検討すべき重要な課題である。別の機会に論じたい。

おかだ としあき 税理士、東京税財政研究センター理事長。元青山学院大学招聘教授、元全国税労働組合中央執行委員長、元特別国税調査官。〈著作〉『税務行政の改革』(2002年、勁草書房、共著)、『個人情報丸裸のマイナンバーはいらない』(2016年、大月書店、共著)、『典型契約の税法務一弁護士のための税法×税理士のための民法』(2018年、日本加除出版、共著)。

〈訂正〉

月刊全労連2019年5月号No267に誤りがありました。お詫びして訂正します。
伊藤論文2頁図表1④「年6回」は「年6ヵ月」の誤りでした。
裏表紙写真解説文の執筆者名は、古賀文紀氏の誤りでした。